

02 持続的な森林経営の確立に向けた総合対策[新規]

【1, 564 (一) 百万円】

対策のポイント

森林経営計画の作成や施業の集約化促進のため、市町村等が中心となった協議会が実施する所在不明・不在村者への働きかけ等の取組や、集約化等を進める上で不可欠な既存路網の改良を支援します。

<背景/課題>

- ・ 1つの林班又は複数林班を面的にまとめて計画を作成することにより、将来の施業も見通した効率的な路網の配置や、搬出間伐等の施業の集約化など効率的・合理的な森林施業を可能とする森林経営計画は、持続的な森林経営にとって不可欠のものです。
- ・ 林業経営に意欲的な地域では集約化の取組が定着しつつありますが、森林所有者の所在が不明な場合や不在村である場合などにおいては、同意取り付けに多大な手間と時間を要するため、森林経営計画の策定が進んでいない地域も見られるところです。
- ・ このため、市町村や関係団体が中心となって、集約化に向けた取組を進めていく必要があります。

政策目標

民有林における森林経営計画の作成率向上

(25% (24年度) → 39% (26年度) → 80% (32年度))

<主な内容>

持続的森林経営確立総合対策実践事業

1, 554 (一) 百万円

(1) 森林所有者等の基礎的な情報整備・普及啓発活動

203 (一) 百万円

登記簿等から現在の森林所有者の探索、国土交通省の実施する山村境界基本調査との連携による境界明確化などを通じた森林所有者情報の整備、不在村の森林所有者等に対する集約化説明会の実施等の取組を行う協議会に対して支援します。

森林所有者情報整備・普及啓発事業
補助率：定額
事業実施主体：市町村等協議会

(2) 森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備

1, 351 (一) 百万円

施業集約化や不在村者対策を進める上で不可欠な路網を確保するため、既存路網の簡易な改良等条件整備について支援します。

森林経営計画・施業集約化に向けた条件整備
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

- (1) の事業 林野庁計画課 (03-6744-2300 (直))
(2) の事業 林野庁経営課 (03-6744-2288 (直))

持続的な森林経営の確立に向けた総合対策（新規）

- ◇ 森林経営計画への円滑な定着に向けて、市町村等が中心となって協議会方式により、民間の取組だけでは難しい施業の集約化や森林経営計画の作成を促進させるための取組について支援するとともに、集約化を進める上で不可欠な路網改良等の条件整備を行い、持続的な森林経営の確立を図る。

集約化しやすいところから順次移行＝**困難性が高い地域が残存**

課題

○不在村者、所在不明所有者が多い地域は、民間単独では負担大

○民間単独では、森林に関心が無い所有者への働きかけが困難

○市町村、林業事業者等が保有する情報が共有できていない

○旧規格で整備した作業道は崩れやすく、施業に活用できなくなる恐れ

持続的森林経営確立総合対策実践事業（新規）

市町村を中心とする協議会（公的主体）等により、集約化活動に取り組む森林組合、民間事業者等を支援

参加者：市町村、都道府県（准フォレスター等）、森林組合、林業事業者、森林所有者等

登記簿等から現在の森林所有者等の探索

樹材種等、森林資源情報の調査

不在村者等森林所有者への働きかけ、説明会等による普及啓発

森林所有者情報等の共有に向けた共通基盤の整備

森林経営計画作成等に向けた条件整備

集約化や不在村者対策に必要な既存路網の改良等

連携

山村境界基本調査
（国交省）との連携

2年間で困難地域の底上げを図り、民間事業者等による自主的な取組へ移行

○森林施業の集約化

○森林経営受委託契約の締結

○森林経営計画作成後の路網管理

森林経営計画の作成率 80%（H32）